

高松市告示第 570 号

高松市病院局告示第 12 号

測量・建設コンサルタント業務等に係る平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（平成 30 年高松市告示第 970 号・平成 30 年高松市病院局告示第 18 号。以下「入札参加資格告示」という。）第 6 項の規定に基づき、中間年における資格審査（入札参加資格告示第 1 項に規定する資格審査をいう。以下同じ。）及び資格者名簿（入札参加資格告示第 1 項に規定する資格者名簿をいう。以下同じ。）に登載された者（以下「有資格者」という。）に係る業種（入札参加資格告示第 1 項第 3 号に規定する業種をいう。以下同じ。）の追加に係る申請期間及び方法等について定めたので、告示します。

令和元年 10 月 30 日

高松市長 大西 秀人

高松市病院事業管理者 和田 大助

1 中間年における資格審査に係る申請期間及び方法等

(1) 競争入札に参加することができる者

入札参加資格告示第 1 項の定めるところによる。

(2) 資格審査の業種区分

入札参加資格告示第 2 項の定めるところによる。

(3) 資格審査の申請方法及び提出書類

申請方法及び提出書類の要項は、入札参加資格告示第 3 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。なお、詳細は、平成 31・32 年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領（追加申請）の定めるところによる。

ア 申請方法

(ア) 申請書類の提出期間

- a 提出場所に直接持参する場合 令和元年 12 月 2 日（月）から同月 20 日（金）まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178

号)に規定する休日及び土曜日を除く。)

- b (エ) bにより郵送する場合 令和元年12月2日(月)から同月16日(月)まで(同日午後3時30分までに必着のこと。)

(イ) 申請書類の持参による提出時間

午前9時30分から午後3時30分まで(午前11時から午後1時までの間を除く。)

(ウ) 申請書類の提出場所

高松市財政局契約監理課

(エ) 申請書類の提出方法

- a 高松市内に主たる事務所を有する法人又は住民票の住所が高松市内で、高松市内に事務所を有する個人 提出場所に直接持参すること(行政書士が2通以上の申請書類を持参する場合は、あらかじめ電話(契約監理課:087-839-2511)で予約した上で持参すること。)

- b 高松市外に主たる事務所を有する法人又は個人(aに掲げる個人を除く。)

提出場所に直接持参するか、又は一般書留若しくは簡易書留郵便で郵送すること。

(オ) 申請書類不備の場合の取扱い

申請書類不備の場合の取扱いは、次のとおりとする。

- a 持参提出の場合 書類不備の場合は、申請書類を受け付けない。
- b 郵送提出の場合 書類不備の場合は、書類の補正を求めた上で、その不備のまま仮受付とする。令和元年12月20日(金)午後3時30分までに当該補正に係る書類の全部の提出がないときは、仮受付は無効となる。補正に係る書類を郵送提出する場合は、一般書留又は簡易書留とすること(同日午後3時30分までに必着のこと。)

イ 提出書類

測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書に次の書類を添えて申請すること(業種の追加を申請する有資格者にあつては、(オ)に掲げる書類の提出を要しない場合がある。)

- (ア) 入札参加資格告示第1項第3号アからウまでの登録又は同項第4号の資格を有する者にあつては、当該資格を証する書面の写し

- (イ) 入札参加資格告示別表土木の業種欄において○を付した業務に係る建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)による登録を受けている者にあつては、当該登録を受けていることを証する書面の写し

- (ウ) 入札参加資格告示別表地質の業種欄において○を付した業務に係る地質調査

業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）による登録を受けている者
にあつては、当該登録を受けていることを証する書面の写し

(エ) 入札参加資格告示別表補償の業種欄において○を付した業務に係る補償コン
サルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）による登録を受け
ている者にあつては、当該登録を受けていることを証する書面の写し

(オ) 税に関する証明書等

次のaからfまでの区分による証明書等（その証明日はいずれも、審査基準日
（令和元年11月1日とする。）以後申請日（資格審査を申請する日をい
う。）までの間でなければならない。）

a 高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する法人

- (a) 個人住民税の特別徴収実施確認書
- (b) 営業証明書
- (c) 高松市税（全税目）についての滞納無証明書
- (d) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明
書

b 高松市内に事務所・事業所（店舗、事業を営む自宅等を含む。）を有する
個人

- (a) 住民票の写し又は平成31・32年度測量・建設コンサルタント業務等
入札参加資格審査申請要領（追加申請）において定める書類（いずれも住
民票の住所が高松市内である場合に限る。）
- (b) 個人住民税の特別徴収実施確認書
- (c) 高松市税（全税目）についての滞納無証明書
- (d) 所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明
書

c 香川県内（高松市内を除く。）に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有
する法人（aに該当する法人を除く。）

- (a) 個人住民税の特別徴収実施確認書
- (b) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明
書

d 香川県内（高松市内を除く。）に事務所・事業所（店舗、事業を営む自宅
等を含む。）を有する個人（bに該当する個人を除く。）

- (a) 個人住民税の特別徴収実施確認書
- (b) 所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明
書

e 香川県内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有しない法人

法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書
f 香川県内に事務所・事業所（店舗、事業を営む自宅等を含む。）を有しない個人

所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書
(カ) その他平成30・31年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領（追加申請）において必要とされた書類

2 資格審査

入札参加資格告示第4項の定めるところによる。

3 資格審査の結果通知及び資格者名簿への登載

入札参加資格告示第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者については、各発注機関（高松市長及び高松市病院事業管理者をいう。次号において同じ。）が、市内企業（入札参加資格告示第5項第1号に規定する市内企業をいう。以下同じ。）及び市内企業以外ごとに編成し、その商号又は名称、代表者の氏名、住所又は所在地、業種その他必要な事項を資格者名簿に登載するものとし、次号の規定による公表をもって通知に代えるものとする。
- (2) 資格者名簿は、次号に定める有効期間中、その登載事項のうち商号又は名称、住所又は所在地及び業種をホームページ（発注機関に応じ、契約監理課ホームページ及び病院局ホームページ）において公表するものとする。
- (3) 中間年における資格審査に係る資格者名簿の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

4 その他

入札参加資格告示第7項から第10項までに定めるところによる。